

一宮西港道路 環境影響評価方法書のあらまし 正誤表

地域の概要（調査区域の地域特性）

項目	対象箇所				
事業実施区域及びその周囲（調査区域）の自然的状況	誤				
	地域の概要（調査区域の地域特性） 事業実施区域及びその周囲（調査区域）の自然的状況及び社会的状況について、既存の文献等を調査しました。 <table><tr><td>自然的状況</td><td> ・大気質（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）については、すべての測定局で環境基準（※1）を達成しています。 ・一般環境騒音については、5地点のうちすべての地点で環境基準を達成しています。 ・道路交通騒音については、面的評価において27区間のうち9区間で環境基準を達成していません。騒音規制法に基づく測定は9箇所で行われており、2箇所で要請限度（※2）を超過しています。 ・道路交通振動については、振動規制法に基づく測定が11箇所で行われており、全ての地点で要請限度（※3）に適合しています。 ・河川の水質については、62地点のうち全ての地点で環境基準に適合しています。 ・海域の水質については、2地点のうち1地点で環境基準に適合していない項目があります。 ・地下水の水質については、22地点のうち12地点で環境基準を達成していない項目があります。 ・土壌汚染については、1地点で調査が行われており、環境基準を達成しています。 ・事業実施区域及びその周囲では、環境省や愛知県のレッドリスト等に該当する重要な種などが、哺乳類7種、鳥類65種、爬虫類4種、両生類3種、魚類38種、昆虫類87種、底生動物31種、陸産貝類8種、クモ類7種、維管束植物177種、コケ植物4種 確認されています。 </td></tr><tr><td>社会的状況</td><td> ・事業実施区域及びその周囲の土地利用現況としては、低層建物及び田が広範囲を占めており、一部に工場や高層建物が存在しています。また、愛知県・岐阜県・三重県の県境には木曽川及び長良川が構成する河川地が広がっています。 ・交通の状況としては、名神高速道路、東名阪自動車道、伊勢湾岸自動車道、一般国道1号、一般国道23号等の道路や東海道新幹線、JR関西本線、名鉄津島線、近鉄名古屋線等の鉄道が存在しています。 ・事業実施区域には、「環境配慮が特に必要な施設」として、小学校、中学校、幼稚園、病院や福祉施設などが存在しています。 </td></tr></table> ※1 人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準（環境基本法第16条） ※2 自動車騒音がその限度を超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、市町村長が県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執ることを要請する際の限度をいう。 ※3 道路交通振動がその限度を超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、市町村長が道路管理者に道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執ることを要請し、又は県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執ることを要請する際の限度をいう。	自然的状況	・大気質（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）については、すべての測定局で環境基準（※1）を達成しています。 ・一般環境騒音については、5地点のうちすべての地点で環境基準を達成しています。 ・道路交通騒音については、面的評価において27区間のうち9区間で環境基準を達成していません。騒音規制法に基づく測定は9箇所で行われており、2箇所で要請限度（※2）を超過しています。 ・道路交通振動については、振動規制法に基づく測定が11箇所で行われており、全ての地点で要請限度（※3）に適合しています。 ・河川の水質については、62地点のうち全ての地点で環境基準に適合しています。 ・海域の水質については、2地点のうち1地点で環境基準に適合していない項目があります。 ・地下水の水質については、22地点のうち12地点で環境基準を達成していない項目があります。 ・土壌汚染については、1地点で調査が行われており、環境基準を達成しています。 ・事業実施区域及びその周囲では、環境省や愛知県のレッドリスト等に該当する重要な種などが、哺乳類7種、鳥類65種、爬虫類4種、両生類3種、魚類38種、昆虫類87種、底生動物31種、陸産貝類8種、クモ類7種、維管束植物177種、コケ植物4種 確認されています。	社会的状況	・事業実施区域及びその周囲の土地利用現況としては、低層建物及び田が広範囲を占めており、一部に工場や高層建物が存在しています。また、愛知県・岐阜県・三重県の県境には木曽川及び長良川が構成する河川地が広がっています。 ・交通の状況としては、名神高速道路、東名阪自動車道、伊勢湾岸自動車道、一般国道1号、一般国道23号等の道路や東海道新幹線、JR関西本線、名鉄津島線、近鉄名古屋線等の鉄道が存在しています。 ・事業実施区域には、「環境配慮が特に必要な施設」として、小学校、中学校、幼稚園、病院や福祉施設などが存在しています。
	自然的状況	・大気質（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）については、すべての測定局で環境基準（※1）を達成しています。 ・一般環境騒音については、5地点のうちすべての地点で環境基準を達成しています。 ・道路交通騒音については、面的評価において27区間のうち9区間で環境基準を達成していません。騒音規制法に基づく測定は9箇所で行われており、2箇所で要請限度（※2）を超過しています。 ・道路交通振動については、振動規制法に基づく測定が11箇所で行われており、全ての地点で要請限度（※3）に適合しています。 ・河川の水質については、62地点のうち全ての地点で環境基準に適合しています。 ・海域の水質については、2地点のうち1地点で環境基準に適合していない項目があります。 ・地下水の水質については、22地点のうち12地点で環境基準を達成していない項目があります。 ・土壌汚染については、1地点で調査が行われており、環境基準を達成しています。 ・事業実施区域及びその周囲では、環境省や愛知県のレッドリスト等に該当する重要な種などが、哺乳類7種、鳥類65種、爬虫類4種、両生類3種、魚類38種、昆虫類87種、底生動物31種、陸産貝類8種、クモ類7種、維管束植物177種、コケ植物4種 確認されています。			
社会的状況	・事業実施区域及びその周囲の土地利用現況としては、低層建物及び田が広範囲を占めており、一部に工場や高層建物が存在しています。また、愛知県・岐阜県・三重県の県境には木曽川及び長良川が構成する河川地が広がっています。 ・交通の状況としては、名神高速道路、東名阪自動車道、伊勢湾岸自動車道、一般国道1号、一般国道23号等の道路や東海道新幹線、JR関西本線、名鉄津島線、近鉄名古屋線等の鉄道が存在しています。 ・事業実施区域には、「環境配慮が特に必要な施設」として、小学校、中学校、幼稚園、病院や福祉施設などが存在しています。				
事業実施区域及びその周囲（調査区域）の自然的状況	正				
事業実施区域及びその周囲（調査区域）の自然的状況	地域の概要（調査区域の地域特性） 事業実施区域及びその周囲（調査区域）の自然的状況及び社会的状況について、既存の文献等を調査しました。 <table><tr><td>自然的状況</td><td> ・大気質（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）については、すべての測定局で環境基準（※1）を達成しています。 ・一般環境騒音については、5地点のうちすべての地点で環境基準を達成しています。 ・道路交通騒音については、面的評価において27区間のうち9区間で環境基準を達成していません。騒音規制法に基づく測定は9箇所で行われており、2箇所で要請限度（※2）を超過しています。 ・道路交通振動については、振動規制法に基づく測定が9箇所で行われており、全ての地点で要請限度（※3）に適合しています。 ・河川の水質については、62地点のうち全ての地点で環境基準に適合しています。 ・海域の水質については、2地点のうち1地点で環境基準に適合していない項目があります。 ・地下水の水質については、22地点のうち12地点で環境基準を達成していない項目があります。 ・土壌汚染については、1地点で調査が行われており、環境基準を達成しています。 ・事業実施区域及びその周囲では、環境省や愛知県のレッドリスト等に該当する重要な種などが、哺乳類7種、鳥類65種、爬虫類4種、両生類3種、魚類38種、昆虫類87種、底生動物31種、陸産貝類8種、クモ類7種、維管束植物177種、コケ植物4種 確認されています。 </td></tr><tr><td>社会的状況</td><td> ・事業実施区域及びその周囲の土地利用現況としては、低層建物及び田が広範囲を占めており、一部に工場や高層建物が存在しています。また、愛知県・岐阜県・三重県の県境には木曽川及び長良川が構成する河川地が広がっています。 ・交通の状況としては、名神高速道路、東名阪自動車道、伊勢湾岸自動車道、一般国道1号、一般国道23号等の道路や東海道新幹線、JR関西本線、名鉄津島線、近鉄名古屋線等の鉄道が存在しています。 ・事業実施区域には、「環境配慮が特に必要な施設」として、小学校、中学校、幼稚園、病院や福祉施設などが存在しています。 </td></tr></table> ※1 人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準（環境基本法第16条） ※2 自動車騒音がその限度を超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、市町村長が県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執ることを要請する際の限度をいう。 ※3 道路交通振動がその限度を超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、市町村長が道路管理者に道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執ることを要請し、又は県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執ることを要請する際の限度をいう。	自然的状況	・大気質（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）については、すべての測定局で環境基準（※1）を達成しています。 ・一般環境騒音については、5地点のうちすべての地点で環境基準を達成しています。 ・道路交通騒音については、面的評価において27区間のうち9区間で環境基準を達成していません。騒音規制法に基づく測定は9箇所で行われており、2箇所で要請限度（※2）を超過しています。 ・道路交通振動については、振動規制法に基づく測定が9箇所で行われており、全ての地点で要請限度（※3）に適合しています。 ・河川の水質については、62地点のうち全ての地点で環境基準に適合しています。 ・海域の水質については、2地点のうち1地点で環境基準に適合していない項目があります。 ・地下水の水質については、22地点のうち12地点で環境基準を達成していない項目があります。 ・土壌汚染については、1地点で調査が行われており、環境基準を達成しています。 ・事業実施区域及びその周囲では、環境省や愛知県のレッドリスト等に該当する重要な種などが、哺乳類7種、鳥類65種、爬虫類4種、両生類3種、魚類38種、昆虫類87種、底生動物31種、陸産貝類8種、クモ類7種、維管束植物177種、コケ植物4種 確認されています。	社会的状況	・事業実施区域及びその周囲の土地利用現況としては、低層建物及び田が広範囲を占めており、一部に工場や高層建物が存在しています。また、愛知県・岐阜県・三重県の県境には木曽川及び長良川が構成する河川地が広がっています。 ・交通の状況としては、名神高速道路、東名阪自動車道、伊勢湾岸自動車道、一般国道1号、一般国道23号等の道路や東海道新幹線、JR関西本線、名鉄津島線、近鉄名古屋線等の鉄道が存在しています。 ・事業実施区域には、「環境配慮が特に必要な施設」として、小学校、中学校、幼稚園、病院や福祉施設などが存在しています。
	自然的状況	・大気質（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）については、すべての測定局で環境基準（※1）を達成しています。 ・一般環境騒音については、5地点のうちすべての地点で環境基準を達成しています。 ・道路交通騒音については、面的評価において27区間のうち9区間で環境基準を達成していません。騒音規制法に基づく測定は9箇所で行われており、2箇所で要請限度（※2）を超過しています。 ・道路交通振動については、振動規制法に基づく測定が9箇所で行われており、全ての地点で要請限度（※3）に適合しています。 ・河川の水質については、62地点のうち全ての地点で環境基準に適合しています。 ・海域の水質については、2地点のうち1地点で環境基準に適合していない項目があります。 ・地下水の水質については、22地点のうち12地点で環境基準を達成していない項目があります。 ・土壌汚染については、1地点で調査が行われており、環境基準を達成しています。 ・事業実施区域及びその周囲では、環境省や愛知県のレッドリスト等に該当する重要な種などが、哺乳類7種、鳥類65種、爬虫類4種、両生類3種、魚類38種、昆虫類87種、底生動物31種、陸産貝類8種、クモ類7種、維管束植物177種、コケ植物4種 確認されています。			
	社会的状況	・事業実施区域及びその周囲の土地利用現況としては、低層建物及び田が広範囲を占めており、一部に工場や高層建物が存在しています。また、愛知県・岐阜県・三重県の県境には木曽川及び長良川が構成する河川地が広がっています。 ・交通の状況としては、名神高速道路、東名阪自動車道、伊勢湾岸自動車道、一般国道1号、一般国道23号等の道路や東海道新幹線、JR関西本線、名鉄津島線、近鉄名古屋線等の鉄道が存在しています。 ・事業実施区域には、「環境配慮が特に必要な施設」として、小学校、中学校、幼稚園、病院や福祉施設などが存在しています。			